

平成25年度第1回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会

日時：平成25年5月14日（火）13時00分～15時

場所：社会福祉センター地下研修室

◇出席者

会長 岩淵 康雄 医師  
委員 秤屋 尚生 歯科医師  
副会長 谷野 宏輝 社会福祉協議会  
委員 劔地 平子 民生委員・児童委員  
委員 瀬尾 潔 ボランティア団体  
委員 鳥塚キミ子 高齢者クラブ  
委員 寺田 洋介 施設介護サービス事業者  
委員 大野 哲義 在宅介護サービス事業者  
委員 濱田はるみ 公募市民  
委員 中川 絹子 公募市民  
委員 田代 和美 公募市民  
委員 東野 正明 公募市民  
委員 能 代 裕 公募市民  
委員 鈴木 雅之 学識経験者（欠席）

◇欠席者

1名

◆事務局出席者

・福祉部長 飯島 弘  
・高齢者福祉課 課長 櫻井 正行  
（生きがい支援班） 主幹（班長） 清宮 勝弘  
主査補 阿部 徳彦  
主事 西澤 康子  
（包括支援班） 主査（班長） 土屋 宏子  
主任主事 里吉 奏子  
（介護給付班） 主査（班長） 福山 利加子  
（介護資格保険料班） 主査（班長） 梶 敏夫  
（介護認定班） 副主幹 島村 美恵子

◆傍聴者：0名

<p>○高齢者福祉課長</p>	<p>それでは、定刻を過ぎましたので、始めます。 会議の開催にあたり、蕨市長よりごあいさつ申し上げます。</p>
<p>○蕨市長</p>	<p>みなさん、こんにちは。佐倉市長の蕨和雄でございます。 本日は、皆さま大変お忙しい中、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 みなさまご承知のとおり、わが国では、本格的に少子高齢化が進んできております。 佐倉市におきましても、高齢者人口は、平成25年3月末の65歳以上の高齢者人口は、43,904人となり、総人口の24.7%で、昨年より1.6%増加しております。 また、要支援要介護認定者数については、6,045人となり、昨年より305人の増加となっております。 市といたしましても、今般、幾つかの施策を展開しているところでございます。その一方で、わたくしは所信の一つに予防を掲げております。 市民の皆さまに『歳を重ねても元気な方』を実践していただけることが極めて大切でございます。 高齢者福祉につきましては、高齢化が進む地域の実情を勘案し、持続可能かつ、真に求められるサービスへと所要の見直しを進めてまいります。 具体の施策としては、地域による見守りの強化、成年後見制度の普及促進などを進めております。また、認知症治療のための医療連携パス「さくらパス」の活用により、家族や介護関係者、かかりつけ医及び専門医療機関の連携を強め、情報を共有しながら認知症にやさしいまちづくりを推進してまいります。介護保険につきましては、市民が制度やサービスについて理解を深めることができるように、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。 当懇話会は、市民の方々を始めといたしまして、各方面でご活躍の方々から直接ご意見をお伺いすることが出来る貴重な場となっております。どうか、より良い高齢者福祉行政に向けまして、各段のご支援とご協力を賜りたいと考えております。 結びに、本日ご参集賜りました皆さまの一層のご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして挨拶といたします。</p>

<p>○高 齢 者 福 祉 課 長</p>	<p>続いて、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会委員の委嘱状交付を行います。</p> <p style="text-align: center;">～ 委嘱状交付 ～</p> <p style="text-align: center;">～ 市長退席 ～</p>
<p>○高 齢 者 福 祉 課 長</p>	<p>ただいまより、平成25年度第1回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会を開催します。</p> <p>本日、初めての顔合わせですので、委員メンバー並びに福祉部高齢者福祉課職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>では、委員のみなさんの自己紹介をお願いいたします。</p> <p>(委員各自自己紹介)</p>
<p>○高 齢 者 福 祉 課 長</p>	<p>続いて、職員の自己紹介をいたします。</p> <p>(職員各自自己紹介)</p>
<p>○高 齢 者 福 祉 課 長</p>	<p>それでは、会長、副会長の選出です。佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱の第6条1項におきまして「推進懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。」となっています。</p> <p>会長、副会長の選出について、意見がありましたらお願いいたします。</p>
<p>●A 委員</p>	<p>事務局案は、何かありますか。</p>
<p>○高 齢 者 福 祉 課 長</p>	<p>事務局案ということなので申し上げます。事務局の案としては、会長に医師の岩淵委員、副会長に佐倉市社会福祉協議会の谷野委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">～ 全委員拍手にて賛成。～</p> <p>それでは、会長に岩淵委員、副会長に谷野委員が選出されました。よろしくをお願いいたします。では会長と副会長</p>

	<p>は、前の席の方に移動をお願いします。 では、岩淵会長からご挨拶をお願いします。</p>
●会 長	<p>ご指名にあずかりました岩淵です。病院長をしております。この会では、みなさんの意見を多く頂き、市の行政に反映させられるようになればと思います。</p>
○高齢者福祉課長	<p>この会議の目的は、意思決定機関ではありませんが、市の行政のために意見を述べてもらう場です。そのような場は、ここしかありませんので、是非ここで意見を述べてください。医師会の指名でここに参りましたが、みなさんの中には、再任のかたもいらっしゃるし、3年間の長丁場です。高齢者の割合も年々増えていますので、真剣にいろいろなことを考えていかねばならないと思っています。よろしくお願いいたします。</p>
○高齢者福祉課長	<p>続いて、谷野副会長よりご挨拶をお願いします。</p>
●副 会 長	<p>社会福祉協議会の谷野と申します。会長を補佐して、一生懸命務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
○高齢者福祉課長	<p>それでは、ここからは、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第1項の規定に基づき、会長に議長をお願いいたします。</p>
●会 長	<p>それでは、規定により会長の私が会議の議長を務めさせていただきます。</p> <p>まず、委員の出席状況ですが、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第2項によれば「推進懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。」となっています。</p> <p>本日は、14名の委員中13名と過半数が出席しておりますので、会議は成立しています。</p> <p>はじめに、会議次第の5にある会議の公開の可否及び懇話会の会議録の作成方法について決を採ります。</p> <p>この件に関して、事務局より説明をお願いします。</p>

<p>○高齢者福祉課</p>	<p>本懇話会は、本日が、1回目の会議なので会議録の作成方法等について決めておく必要があります。</p> <p>本懇話会は、佐倉市情報公開条例及び佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱の第8条の規定に基づき、会議を原則公開することになっています。ただし、特定の個人や法人の情報に関して公開しないことが適切であると認められる場合については、公開しないことが可能となっています。本日の議事には、非公開にすべき内容は含まれていないので、事務局（案）としては、本日の会議の全部を公開とさせていただきたいと考えています。</p> <p>また、本日は傍聴の方がお見えではありませんが、会議を公開することによって、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると判断される場合には、懇話会の決定によって、会議の全部もしくは一部を非公開にすることも可能となっています。</p> <p>更に、会議録は、みなさんの個人名は記載せず、A委員、B委員、C委員・・・という形で記載させていただき、意見についても一言一句全てを記載するのではなく、要約して記載し、必要に応じ市のホームページ等で公開するように考えています。説明は以上です。</p> <p>なお、会議録の作成のため、録音をさせていただきたいと思えます。</p>
<p>●会 長</p>	<p>会議中の発言は、名前をおしゃってからお願いします。事務局より、本日の会議公開の可否については全部公開し、会議録の作成方法については、委員氏名を記載せず、要約した意見のみを掲載ということで提案がありました。これに関して意見等ありますか。無いようでしたら、ここで決を採ります。賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">～ 全委員挙手 ～</p>
<p>●会 長</p>	<p>では、賛成多数で、本日の会議は公開扱い、会議録は、委員氏名を記載せず、要約意見のみを掲載するということになりましたので、事務局の方で対応をお願いします。</p> <p>それでは、議事①推進懇話会の概要についてと議事②の検討会について、事務局より説明をお願いします。</p>

○高齢者福祉課

はじめに、配布資料の確認をします。  
～ 配布資料の読上げ・確認 ～

資料1「佐倉市高齢者の現状について」ですが、介護認定者6045人は65歳以上人口のうち14パーセントで、これは毎年あまり変わりません。

次に、特別養護老人ホーム入所希望者数の推移です。平成25年1月は509名ですが、最新の4月のデータでは490名となっています。平成23年の10月と11月に、それぞれ100床の特別養護老人ホームが開設されました。平成25年1月の数字は、約1年間かけてその結果が反映されたものです。平成24年度も、当該計画による施設整備を進めましたが、この結果が出るのに、2～3年要する見込みです。

資料の2, 3ページからは、佐倉市の人口構成の変遷が分かると思いますので、参考にしてください。

では、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会について、資料2要綱及び資料3「懇話会とは」に基づき説明します。

佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会の、これまでの経過についてですが、老人保健法、老人福祉法、介護保険法に基づく委員会として設置され、「高齢者保健・福祉・介護計画」として位置づけされていきました。老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、市町村老人保健計画が法定計画でなくなったことにより、現在の佐倉市高齢者福祉・介護計画となっています。

次に、設置・目的ですが、平成24年3月に策定した第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画に基づく施策や事業の推進にあたり、効果的な運用を期するために設置する組織となります。

平成26年度には、第6期佐倉市高齢者福祉・介護計画の策定を行う組織となります。今年度も、中盤からは第6期に向けてみなさんに情報を提供しつつ進めて参りたいと考えています。

次に、所掌事務は、  
(1) 高齢者計画の策定及び変更に関して意見を述べること。

- (2) 高齢者計画に関する事業の進行管理及び点検評価に際して意見を述べること。
- (3) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関して意見を述べること。
- (4) 地域密着型介護サービス費の支給について意見を述べること。
- (5) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関して意見を述べること。
- (6) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準に関して意見を述べること。
- (7) 高齢者計画による施設の整備に当たり、施設の設置及び運営の主体として適当と認められる事業者を選考し、市長に報告すること。
- (8) その他高齢者計画に必要なこととなります。

なお、所掌事務の内、地域包括支援センターの設置及び運営に関しては「地域包括支援センター協議会」、介護保険サービスの内、地域密着型サービスについては、市町村指定となっており、懇話会委員の皆さまには、地域密着型サービス運営委員会の委員も兼ねていただくこととなります。それぞれについては、後ほど各担当より説明いたします。

組織については、委員名簿のとおりで、任期は平成28年3月末までの3年間となります。今年度の会議については、3回を予定しています。

なお、来年度は計画見直し年度となりますので、6回程度を予定しています。

次に、議事②について、推進懇話会の委員の皆様で構成される、要綱の第9条に書かれている検討会について説明します。

#### 要綱第9条

- ・ 推進懇話会の委員7人以内で構成（福祉部長が選定）する組織により、【所掌事務】(1)・(7)について調整等を行うため、検討会を開催する場合があります。
- ※ 佐倉市高齢者福祉検討会並びに佐倉市介護保険検討会は、計画の見直しの際に、高齢者福祉事業に関することと、介護保険事業に関する事項について、特化して検討が必要とする場合に、それぞれの検討会を設置し、検討を行います。

検討会には、資料のとおり、3つの検討会があります。

- (1) 高齢者福祉検討会 老人福祉法第20条の8に規定

	<p>する老人福祉計画に関する事業の進行管理及び点検評価並びに調査研究に関すること。</p> <p>(2) 介護保険検討会 介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画に関する事業進行管理及び点検評価並びに調査研究に関すること。</p> <p>(3) 事業者選考検討会 高齢者計画に基づく施設の整備を伴うサービスを提供する事業者の選考に関すること。</p> <p>※佐倉市では、「佐倉市高齢者福祉・介護計画」に基づいて介護保険サービスに係る基盤整備を進めるため事業者の公募を行います。これまでは、市職員による事業者選定を行ってまいりましたが、選定にあたり、広汎な意見を取り込むことが必要との考えから、今年度より、当該懇話会の中に『事業者選考検討会』を設置することになりました。</p> <p>説明は以上です。</p>
●会 長	<p>ただいまの事務局からの説明について、意見・質問等ありますか。</p>
●A 委員	<p>事業者選考検討会についてですが、対象は地域密着型事業だけですか。広域の特養のようなものも含まれますか。</p>
○事務局	<p>公募をした場合には含まれます。今回、5月1日から6月10日まで地域密着型事業者と特定施設の公募を行っています。内容は地域密着型は小規模特養・小規模多機能・認知症通所サービス、特定施設入居者生活介護です。応募があれば、これらの選考について検討をお願いすることになります。</p>
●B 委員	<p>資料1の1ページ「特養の入所希望者推移について、要介護5の方が22.6%とありますが、特養というのは、介護度が高い人ほど入るものだと思っていたのですが、この数字はどのように捉えればよいのでしょうか。</p>
○高齢者福祉課	<p>基本的に、特養の入所者というのは、要介護度3から5の方が中心になっています。入所希望者の中には、今すぐの入所が必要な方と在宅で介護を受けているのですぐには必要でない方とが混在しています。</p>



●B 委員	とりあえず、申し込んでおこうというわけですね。
●C 委員	資料1の介護認定者数の表によると、介護保険未利用者が955人います。およそ6000人の認定者がいる中で、介護保険を使おうと申請をして認定を受けているのに、利用をしていない理由は为什么呢。
○高齢者福祉課	認定の現場では、利用の希望が無いけれども、いざという時のために申請だけしておこうという方もいます。例えば、入院中で、今は利用の希望は無くても、退院後に万一具合が悪くなった時に利用したいというようなケースです。申請だけはしておこうという方がかなりいらっしゃいます。
●D 委員	14パーセントの方が認定を受けているということですが、介護サービス事業の現場では、もっと高いような気がします。これ以外の方は、在宅で生活がしきれているのか、この制度をまだ知らないでたどり着いていないのか。この数字は妥当なのでしょうか。
○高齢者福祉課長	この数字は、認定を受けている方の数字なので、本当は、必要なのだけれど、我慢して頑張っている方もいるかもしれません。その具体的な数字までは把握しておりません。
●B 委員	家族が勧めて申請したら要介護1で、しかも要支援かと思っていたら、要介護であったというケースもあります。やはり、周りが言わないとなかなか申請が出ないこともあるのではないのでしょうか。
●E 委員	高齢者のサロンには、90歳を過ぎていても、元気な方が多いです。その一方で、もっと若くても大変な方もいらっしゃるるので、年齢だけでは区切れないと感じています。
●会 長	特養の入居に関連して、入居の判定は、どなたが最終的に決めているのですか？

○高齡者福祉課	<p>以前は、佐倉市でも入所判定委員会がありました。が、介護保険の導入後は、各運営法人に個人が申し込んで、各施設の中で優先順位をつけて入居者が決定するのが原則になっています。要介護度5の方ばかりになると、施設側の職員の負担が大きくなってしまいますので、施設の中でのバランスを取りながら決めているようです。</p>
●会 長	<p>続いて、議事3に入ります。事務局より説明をお願いします。</p>
○高齡者福祉課	<p>お手元の地域包括支援センターのパンフレットには、佐倉市内の地域包括支援センターの設置場所と担当地域が記載されています。</p> <p>設置場所は、佐倉市高齢者福祉・介護計画において、志津北部圏域、志津南部圏域、臼井・千代田圏域、佐倉圏域、根郷・和田・弥富圏域の5圏域に区分して日常生活圏域を設定したことから、各圏域に1箇所となっています。設置にあたり、駅やバス停などの利便性を考慮しています。</p> <p>次に、資料4、地域包括支援センター運営協議会について説明します。</p> <p>地域包括支援センターにおいては、適切、公正かつ中立な運営を確保すると共に、円滑で適正な運営を図るために、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえることとされています。</p> <p>従って、佐倉市においては、資料の枠内の記載事項を所掌事務とする運営協議会の役割をこの懇話会にお願いしております。</p> <p>(1) センターの設置等に関する事項の承認に関すること、内容としては①～⑤の事項についてとなります。</p> <p>(2) センターの運営に関すること、内容としては①ア～ウ及び②の事項についてとなります。</p> <p>次に、地域包括支援センターについて説明します。</p> <p>地域包括支援センターは、介護・医療・福祉などの関係機関と協力して、保健・医療・福祉サービスをはじめ、さまざまなサービスを必要に応じて、高齢者やご家族の皆様へ、総合的、継続的に提供すると共に、地域で活躍する介護支援専門員（ケアマネジャー）を助けたりするなど、地域における包括的な支援を実施する役割を果たす機関と</p>

なっています。

このようなことから、地域包括支援センターでは保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の専門職が連携し、それぞれの専門性を生かしながらチームで業務を実施しています。

業務としては、介護予防に関するマネジメントを始めとする高齢者への総合的な支援の実施、地域の利用者やサービス事業者、関係団体、民生委員、ボランティアやNPOなどのインフォーマルサービス関係者などとのネットワークの構築などがあり、高齢者にとって身近な相談窓口としての役割を果たすことを目的としています。事業内容としては、包括的支援事業と指定介護予防支援事業に大別されます。

資料の（１）包括的支援事業とする業務は、①介護予防ケアマネジメント業務として、介護サービス計画の作成やサービス利用の評価などを行います。

②総合相談支援業務として、個々の高齢者がどのような支援が必要かを把握し、地域における介護保険以外のサービスを含む適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげるなどの、総合的な相談や支援を行います。

③権利擁護業務として、高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業や、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用しながら、高齢者のニーズに即したサービスや機関につなぎ、高齢者の虐待の防止や権利擁護を図ります。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務として、医療機関を含めた関係機関との連携、協力体制を構築し、地域における様々な資源を活用し、途切れることなく、施設や在宅を通じた地域における生活を支援します。

さらに資料にはありませんが、地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業所として市の指定を受け、介護予防サービス支援計画書を作成すると共に、支援計画書に基づく介護予防サービスなどの提供が確保されるよう、関係機関との連携調整を行うこととされています。

最後に、地域包括支援センターの運営についてです。地域包括支援センターの運営は、平成21年度から社会福祉法人に業務委託をしています。委託先は、平成20年7月の公募により選定した社会福祉法人です。現在までの4年

<p>●会 長</p> <p>●F 委員</p> <p>○高齢者福祉課</p> <p>●D 委員</p>	<p>間に蓄積されたノウハウもあり、相談者・民生委員・地区社会福祉協議会・各関係機関などとのネットワークも概ね構築されています。</p> <p>参考情報ですが、平成25年4月1日現在において、千葉県内に設置されている地域包括支援センター140箇所のうち、市直営は45箇所、委託は95箇所となっております。全国的にも委託をしているセンターが約7割とのことです。</p> <p>委託のセンターとして開設し、4年を経過した現在、ケアマネジャーへの支援、困難事例検討会の実施、ケアマネジメントの提供、多職種間の連携の推進、権利擁護事業の実施、介護予防事業の実施、介護者への支援、認知症サポーター養成講座の実施、認知症地域ネットワークパス（通称：さくらパス）の活用などの事業を行っています。</p> <p>今後も、高齢者の皆様やそのご家族の方々が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域包括支援センターの職員と共に、機能の充実に努めてまいりたいと考えています。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、意見・質問等ありますか。</p> <p>佐倉市地域包括支援センターの評価委員はどんな方がなさっているのですか。</p> <p>委託内容についての評価が主なものになりますので、委員としては、福祉部長をはじめとする市の職員5名にアドバイザーをその時々の評価により加えています。評価は、現状視察、ヒアリング及び調査に基づき提出を受けた資料をもとに行っています。</p> <p>地域包括支援センターは想定している高齢者の人数を超えていると聞いています。また、市民としては、地域包括支援センターは、高齢者だけでなく、障害者などいろいろな方の相談に乗って頂ければと思います。また、前の部長さんから、認知症のプロを目指すというお話を伺っているのですが、どのような形になりそうですか。</p>
--	--

<p>○高 齢 者 福 祉 課</p>	<p>地域包括支援センターが関わる高齢者の数が多くなっている件ですが、基本的には専門職として保健師、ケアマネ、社会福祉士の3名が関わっています。一番対象者が多いのは、臼井・千代田地域包括支援センターですが、今年度から、必要に応じた職種を増やし現在5名おります。他の地域は、1名追加で4名ずつになっています。</p> <p>センターの増設は、計画の中で定められた日常生活圏域の見直しが必要ですが、計画期間中に変えることはできません。今後計画の見直しを行う中で、センターを増設することが可能であるのか、対応する専門職の増員を図るのか様々な方向で検討することを考えております。</p> <p>障害者については、市内に3か所相談窓口があります。以前から、地域包括支援センターで障害者も高齢者もという話は出ていましたが、今回、双方の窓口が隣り合わせた時にどれほどの利活用があるのかどうか、1か所の包括で試行を行い、その結果をみて、検討をしていきます。</p> <p>認知症に対する対応については、県の認知症コーディネーターの配置方針を踏まえて市の対応を考えていく予定です。</p>
<p>●D 委員</p>	<p>南部は、圏域が広くて、行くのにも不便だと思いますが、南部に住んでいる方は満足しているのでしょうか。</p>
<p>○高 齢 者 福 祉 課</p>	<p>南部は、圏域は広いのですが、対象となる人数的には他と大差はありません。ただ、交通面での不自由さはあるので、地域包括支援センターの職員が出かけていくなど、対応に工夫をしています。</p>
<p>●G 委員</p>	<p>来年度は第6期の計画の検討をするということですが、今年の3回の会議の中で、第5期だけでなく第6期に関わるものも取り上げるのですか。</p>
<p>○高 齢 者 福 祉 課</p>	<p>今年度は、第5期計画の進捗状況と国の第6期の方針を勉強しつつ、少しずつ来期に向けて準備を進めたいと思います。</p>
<p>●会 長</p>	<p>この会議の中で日常生活圏域の見直しも行うのですか。</p>

<p>○高 齢 者 福 祉 課</p>	<p>この会議で、皆さんからご意見を頂きたい思います。地域包括支援センターの職員配置数については、平成25年度に見直しましたので、それに係る情報は次回の会議でみなさんに提供する予定です。</p>
<p>● F 委 員</p>	<p>評価委員会に関わるのかもしれませんが、地域包括支援センター業務を受託した事業所に対し、事業者視点での満足度などは調査しているのですか。</p>
<p>○高 齢 者 福 祉 課</p>	<p>各事業所のケアマネさんを集めて、研修会を年数回実施しています。その中で、アンケートを実施し意見を吸い上げています。その他、給付適正化事業を市のケアマネが実施しています。</p>
<p>●会 長</p>	<p>包括支援センターとなると、決まった数しかないので、質の担保というのは絶対に必要ですね。</p> <p>では、次に移ります。議事④について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>○高 齢 者 福 祉 課</p>	<p>それでは、資料5により地域密着型サービス運営委員会及び概要について説明します。</p> <p>地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするとの観点から、平成18年より創設されたサービスです。平成24年度からは「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「複合型サービス」の2つのサービスが追加され、地域密着型介護サービスが8種類、地域密着型介護予防サービスが3種類となっています。これらのサービスが利用できるのは、原則として佐倉市民に限られます。資料の一覧表より、詳しい内容は配布済みの「第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画書」の56頁以降にあります。</p> <p>続いて地域密着型サービス運営委員会の設置について説明します。</p> <p>資料の参考にあげている介護保険法によれば、市町村は、地域密着型サービス費の支給および基準については、「介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。」とされています。また、事業者の指定についても「介護保険の被保険者その他の関</p>

係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならぬ。」とされています。

地域密着型サービス運営委員会は、これらに基づき設置されており、委員の皆さまにご意見をいただくこととなります。

(2) 意見を述べていただくこととしては、3つあります。

地域密着型介護サービス費の支給についてです。介護報酬については、基本、国が定めているところですが、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスの4つのサービスについては、国の認定を受ければ、市町村独自で通常より高い報酬を定められることとなっております。

佐倉市は国と同じ介護報酬の設定で、変更する予定は今のところありません。

次に、指定地域密着型介護サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定についてです。

地域密着型サービスは、佐倉市にある地域密着型サービスを佐倉市の被保険者が利用されるのが原則ですが、佐倉市の被保険者が他市の地域密着型サービスを利用するために、佐倉市が他市の地域密着型サービス事業者を指定するケースが稀にあります。このようなケースについては、皆様からのご意見をいただくこととなります。ちなみに昨年は、このようなケースはありませんでした。

最後に、指定地域密着型介護サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準についてです。

平成24年度までは、国の省令に基づき、指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めてまいりましたが、権限移譲により、今年度からは、佐倉市の独自基準を盛り込み条例で定めております。

今年度は条例化した初年度ですので、見直す予定はありません。

資料の説明は以上です。

●会 長

事務局の説明について、質問はありますか。

それでは続いて、議事⑤その他に入ります。このことについて、事務局より説明をお願いします。

○高齢者福祉課

次回の懇話会は、10月8日午後1時から3時、内容は第5期計画に関する進捗状況の報告を予定しています。詳細は開催通知にて連絡、資料は事前に送付する予定です。

●会 長	何か、質問がありますか。今までの件に関しても、発言や疑問等があればお願いします。
●G 委員	せっかく第5期の計画理念・重点施策が出ているので、会議回数も少なく大変かもしれませんが、偏らずに全体が見えるようにお願いしたいと思います。
○会 長	<p>他にありませんか。</p> <p>2期目の方も多くいらっしゃる中、私は新任ですが、次回に向けて勉強し問題意識を持って会議に臨みたいと思います。みなさんも是非そうなさってください。</p> <p>では、本日の議事はすべて終了したので、平成25年度第一回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会を終了いたします。お忙しい中、ありがとうございました。</p>



